

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：都市整備部建築課 No.011

<p><b>処 分 名</b></p>	<p>道路内建築（公益上必要な建築物）の許可</p>
<p><b>処 分 の 概 要</b></p>	<p>建築基準法第44条第1項により、建築物(地盤面下に設ける建築物を除く)又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならないと定められていますが、建築基準法第44条第1項第2号に定める、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合においては、制限を緩和することができるというものです。</p>
<p><b>根拠法令等・条項</b></p>	<p>建築基準法（昭和25年法律第201号）第44条第1項第2号</p>
<p><b>審 査 基 準</b></p>	<p>春日部市建築基準法第44条第1項第2号に関する許可取り扱い基準</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第44条第1項第2号の規定に基づく許可については、下記の条件を満たす建築物について、道路法、道路交通法、都市計画法及び福祉のまちづくり条例（以下「関係法令」という。）について、所管する関係機関から「支障なし」との了解を得られる計画であれば、春日部市建築審査会に諮問し、同意を得た場合に許可をすることができる。</p> <p>第1 公益上必要な建築物</p> <p>本基準を適用する建築物は、路線バス事業者（道路運送法第3条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。）、鉄道事業者（鉄道事業法第7条第1項に規定する鉄道事業の許可を受けた者をいう。）、又は地方公共団体が、道路及び駅前広場の歩道（自転車歩行者道及び自転車歩行者専用道路を含む。以下同じ。）部分に設置するもので、公共性が高く、かつ、不特定多数の一般の利用に供するもので、当該建築場所に立地することが必要とされる次のいずれかの用途に供する建築物（以下「乗降場上屋等」という。）であること。</p> <p>(1) 公衆便所又は巡査派出所</p> <p>(2) 路線バス停留所、タクシー乗降場、その他の乗用車乗降場の上屋</p> <p>(3) 歩行者用通路の上屋</p> <p>(4) 自転車駐輪場</p> <p>(5) 既存の駅舎に設ける昇降機の昇降塔</p> <p>(6) 地下道等の出入口上屋</p> <p>第2 道路と当該建築物の関係</p> <p>次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) 道路管理者から、道路法第32条の規定に基づく「道路占用許可」を受けたものであること。</p> <p>(2) 歩道部分に第1に規定する乗降場上屋等及びこれに付随するベンチや標識等の施設（以下「路上施設」という。）を設置した後、道路及び駅</p>

	<p>前広場の歩道の通行可能な通路の幅員（以下「有効歩道幅員」という。）が、2 m以上確保できること。ただし、道路の歩道に乗降場上屋等を設置する場合、有効歩道幅員が2 m未満の計画であっても、周辺の現況有効歩道幅員以上を確保できるときは、この限りではない。</p> <p>(3) 駅前広場の歩道部分に設置する歩行者用通路において、乗降のための待合いの用に供する部分を兼ねる場合、(2)における有効歩道幅員とは別に幅員1.8 m以上の有効歩道幅員を確保すること。</p> <p><b>第3 位置・構造等の要件</b></p> <p>次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合すること。</p> <p>(1) 第1(1)、(4)、(5)、(6)に規定する建築物については、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 建築する場所は、乗降場上屋等以外の建築物の敷地からの道路への出入りを妨げない位置であること。</p> <p>イ 構造耐力上主要な部分は、鉄骨造又は鉄筋コンクリート造であること。</p> <p>ウ 主要構造部は、不燃材料であること。</p> <p>(2) 第1(2)、(3)に規定する建築物については、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 建築する場所は、乗降場上屋等以外の建築物の敷地からの道路への出入りを妨げない位置であること。</p> <p>イ 原則として、平屋建てであること。</p> <p>ウ 屋根・はり等の下端までの高さは、地盤面から2.5 m以上であること。</p> <p>エ 構造耐力上主要な部分は、鉄骨造であること。ただし、法第68条の26に基づく国土交通大臣が認めた構造である場合、国土交通省告示第410号(平成14年5月14日)の規定に適合した構造とする場合については、この限りでない。</p> <p>オ 主要構造部は、法第2条第1項第9号の規定に基づく不燃材料であること。ただし、建築基準法施行令第136条の2の2第一号の規定に適合するものとして国土交通大臣の認定を受けた不燃材料以外の材料を用いた屋根においては、この限りでない。</p> <p>カ 構造耐力上主要な部分は、他の建築物に接続しないものであること。</p>
<b>標準処理期間</b>	34日
<b>設定年月日</b>	平成17年10月1日（最終改正：令和2年4月1日）
<b>申請時期</b>	随時
<b>申請方法</b>	本庁4階建築課窓口への提出

<p>備 考</p>	<p>・申請手数料：一件につき 33,000 円</p>
<p>根拠法令及び 関係法令等の抜粋</p>	<p>■ 建築基準法 (道路内の建築制限) 第四十四条 建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 地盤面下に設ける建築物</li><li>二 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの</li><li>三 地区計画の区域内の自動車のみの交通の用に供する道路又は特定高架道路等の上空又は路面下に設ける建築物のうち、当該地区計画の内容に適合し、かつ、政令で定める基準に適合するものであつて特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの</li><li>四 公共用歩廊その他政令で定める建築物で特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認めて許可したもの</li></ul> <p>2 特定行政庁は、前項第四号の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。</p>